

# 文教委員会資料

## 【新川崎地区新設小学校基本構想報告書】及び 「新川崎地区新設小学校基本計画報告書」について】

### 資料1 報告書の概要等

- 新川崎地区新設小学校整備に関する令和2年度の実施計画
- 新川崎地区新設小学校の基本構想策定と見直しの経緯
- 「新川崎地区新設小学校基本構想報告書（案）」及び同「基本計画報告書（案）」に関する意見募集の実施結果について

### 資料2 新川崎地区新設小学校基本構想報告書

### 資料3 新川崎地区新設小学校基本計画報告書

令和3年4月15日  
教育委員会事務局

## 新川崎地区新設小学校整備に関する令和2年度の取組

令和2年5月22日 文教委員会：報告「新川崎地区小学校新設事業の進捗状況について」

令和2年8月21日 土地売買契約書締結・残地保障契約書締結

令和2年8月27日 文教委員会：議案説明「新川崎地区建設用地の取得について」

令和2年10月6日 文教委員会：議案審査「新川崎地区建設用地の取得について」

令和2年10月12日 土地引渡

令和2年11月20日 新川崎地区新設小学校事業説明会（日吉出張所）

令和2年11月25日 日吉地区町連説明

令和3年2月26日 基本構想・基本計画見直し素案公表（市HP）・意見募集開始  
市議会文教委員会委員等に情報提供

令和3年3月8日 基本構想・基本計画意見募集締め切り

令和3年3月23日 教育委員会会議にて見直し案を議決

# 新川崎地区新設小学校の基本構想策定と見直しの経緯

新川崎地区新設小学校は、大規模共同住宅の建設が進められている地区に新しく建設される学校である。本新設小学校は周辺を含めてコミュニティの核となる学校づくりという大きな役割が期待されている。さらに、近隣の川崎地区には、先端開発を行っている企業や「創造のもり」等の先端技術を進める大学の施設等があり、これら地域の特色を生かした学校づくりが求められている。

## 基本構想策定までの経緯や今後の計画予定

新川崎・鹿島田駅周辺地区は、地域生活拠点と位置付けられ、都市基盤整備が進められている。こうした取組の進展に伴い、大規模共同住宅が複数整備されたことにより、この地域への人口流入が生じている。また、今後も大規模な共同住宅整備の計画が存在するなど、人口流入が継続すると見込まれる。こうした状況から、周辺小学校の児童数の増加が見込まれているため、良好な教育環境の確保に向けて、庁内に「教育環境整備推進会議」を設置し、対応策を検討した。

対応策については、平成 21 年 11 月に策定した「児童生徒の増加に対応した教育環境整備の基本的な考え方と当面の対応策」に基づき、教室の転用、校舎の増築、学区の変更などを実施していくこととしているが、新川崎地区においては、新川崎F地区をはじめとした共同住宅整備事業が進められていく中で、周辺地域の良好な教育環境を確保するため、小学校を新設することとした。

この対応に対し、川崎市と株式会社ゴールドクレストは、新川崎地区の地区計画に沿ったまちづくりを推進するとともに、新川崎・鹿島田駅周辺地区における児童の増加への確に対応するため、同社は同地区に所有する土地の一部を本市に売り渡すことを予定し、本市は本件土地を買い受け、同地に小学校を設置することを予定することについて合意し、平成24年1月20日に基本協定を締結した。

平成 24 年度の基本構想策定時点では、その後の共同住宅の開発動向を踏まえた学校規模を勘案し、校舎の整備を 2 段階に分けて行うことを想定していたが、最新の児童数の推計を踏まえ、令和 8 年度には教室不足が見込まれることから、基本構想・基本計画等を見直す必要がある。最新の児童数の推計を踏まえた規模の新設校とするため、基本構想からの再検討を行い、学級数や設備など諸機能の必要な見直しを行うこととし、学校用地を取得し、令和7年4月の開校を目指して取組を進めることとした。

また、当初の設計(平成 27 年度)から 5 年が経過しているため、見直しにあたっては、単に学級数の増を反映させるだけでなく、現在の学校施設に求められる諸課題について反映していく必要がある。

### ■基本協定の主な内容(平成 24 年 1 月 20 日)

○学校計画地	: 川崎市幸区新小倉 545 番 50 他(新川崎F地区内)
○敷地面積	: 約16,800㎡
○売買契約	: 平成26年度中の締結を予定
○開校	: 平成 29 年 4 月を予定

### ■基本構想策定時(平成 25 年 3 月)における計画スケジュール

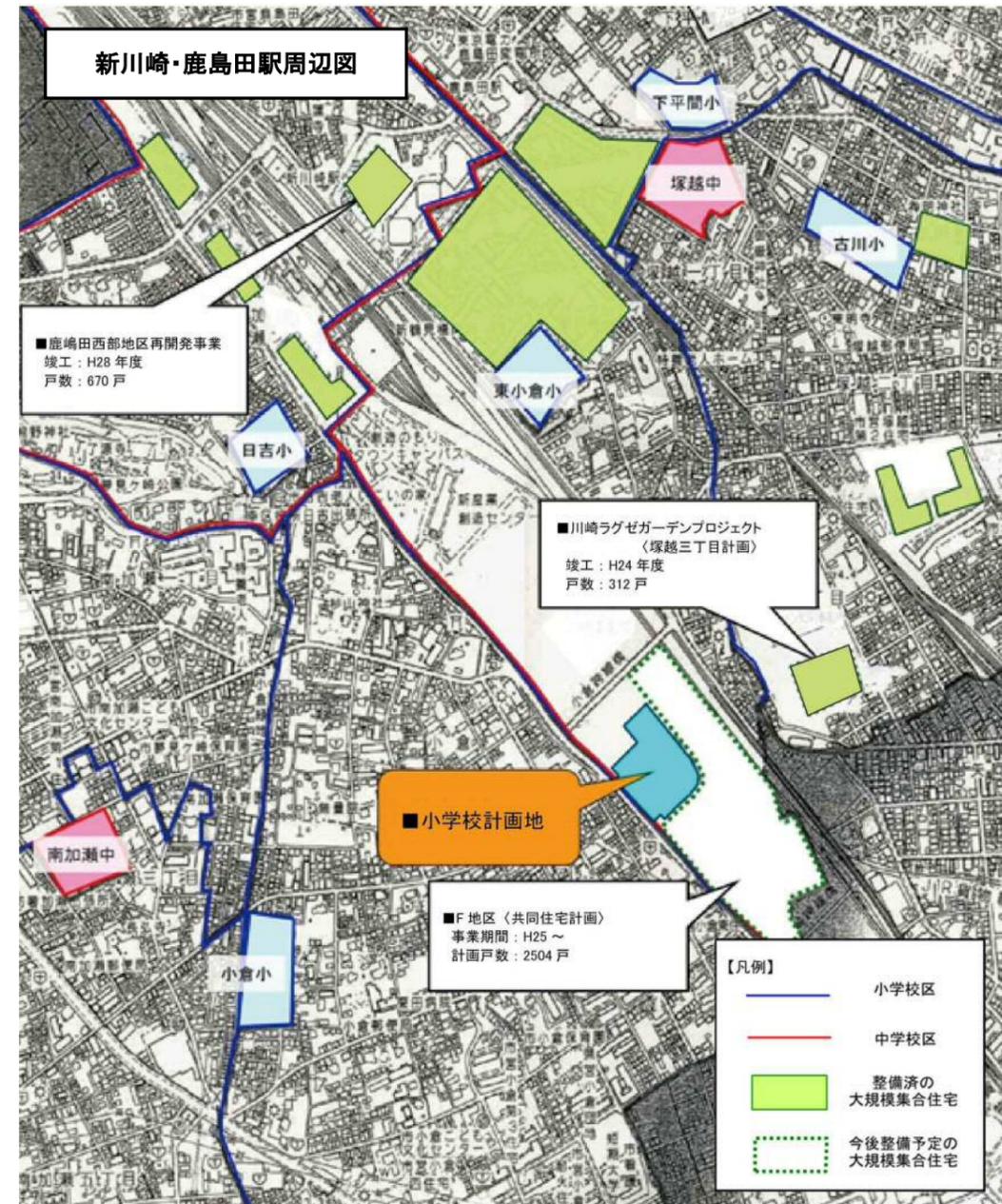
平成 24 年度	基本構想策定
平成 25 年度	基本計画策定
平成 26・27 年	基本・実施設計等、土地鑑定評価、土地売買契約締結、土地取得
平成 28・29 年度	建設工事
平成 30 年度以降	小学校開校

### ■基本構想・計画見直し決定時(令和 2 年 5 月)における計画スケジュール

令和 2 年度	土地売買契約締結、土地取得 基本構想・基本計画見直し
令和 3・4 年度	基本・実施設計等
令和 5・6 年度	建設工事
令和 7 年度	小学校開校(外構工事)

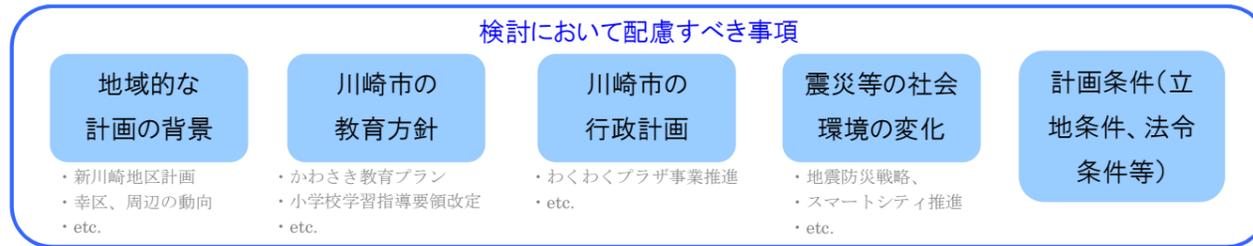
### ■設計等の見直しを検討すべき主な項目

- GIGAスクール構想を踏まえたICT環境の整備
- 体育館への空調設備設置に係る課題
- 太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の設置
- 災害時の学校における避難所機能の確保
- 将来的な児童数減を見据えた学校施設の活用方法
- 木材の利用促進



# 「学校づくりの基本理念」と施設計画の考え方(1)

地域的な計画の背景、川崎市の教育方針、川崎市の行政計画、震災等の社会環境の変化を受け、新設小学校の計画策定に向けた諸課題を抽出し、それら課題の解決を目的に、「学校づくりの基本理念」と「学校づくりの目標」を設定した。これらを達成する施設整備に対する考え方をまとめ、「施設整備の基本方針」を策定した。



## 新設小学校計画策定に向けての課題

- |                                                                                     |                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①学習空間における課題<br>②生活空間における課題<br>③教職員執務空間における課題<br>④学校の安全・セキュリティにおける課題<br>⑤新設小学校としての課題 | i) 環境配慮に対する考え方<br>ii) 東日本大震災後の新設小学校としての考え方<br>iii) 共同住宅整備により人口増となる地域への学校整備の考え方<br>iv) 地域資源(※大学・企業などをさす)<br>v) 将来増減予測への考え方 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 「学校づくりの基本理念」と「目標」

### 【学校づくりの基本理念】

地域と共に、ひとや環境にやさしい未来を創る次世代小学校

### 【学校づくりの目標】

<b>教育</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性を踏まえた教育目標の設定</li> <li>施設のエコ化を活かすとともに地域資源と連携し、特色ある教育活動の実践</li> <li>地域、学校による多様な教育的連携の展開</li> </ul>
<b>環境</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災後の社会環境の変化を踏まえ、省エネルギーに配慮した環境づくり</li> <li>多様で実践的な学習内容や学習形態による活動が可能となる環境づくり</li> <li>環境配慮の意識や科学的な創造力を育成し定着が可能となる環境づくり</li> <li>ゆとりと潤いのある生活をおくり、他者との関わりの中で豊かな人間性を育成することができる、安全で快適な環境づくり</li> </ul>
<b>地域防災</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化・防災面における地域住民の交流を通じて日吉エリアの新たなコミュニティ形成の場となる学校づくり</li> <li>地域の歴史的資源や文化の情報発信地としての学校づくり</li> <li>東日本大震災の被害等を踏まえた学校防災機能により、地域防災の核となる学校づくり</li> </ul>

「施設整備の基本方針」は「学校づくりの基本理念」を受けた「学校づくりの目標」を達成するための施設整備に対する考え方をまとめたものである。

## 施設整備の基本方針

### (1) 高機能かつ多機能で弾力的な施設環境の確保を目指す

- 児童等の主体的な活動を支え、好奇心・創造性を発揮できる施設環境の充実を図り、魅力ある教育を推進することが可能となる計画とする。
- 多様な学習形態・学習内容、弾力的な集団による活動、学校教育・情報化の進展や児童の増加等への対応が可能となる施設整備
  - 安全でゆとりと潤いのある児童等の生活の場を確保する施設整備

### (2) 地球環境へ配慮し、持続可能な社会の構築への貢献を目指す

- 自然との共生を図る建築計画と省エネ技術の活用により、環境負荷の低減を図る。
- 地域の防災拠点としてエネルギーの持続可能性を確保する施設整備
  - エコマテリアルの積極採用等による総合的環境性能を確保する施設整備
  - 学校施設全体が体験的な環境学習の場となる施設整備

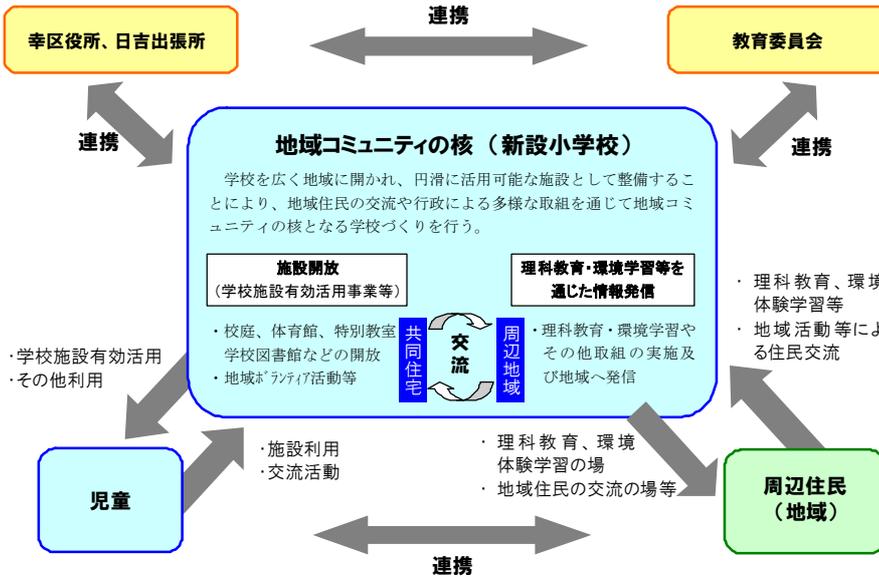
### (3) 地域の交流や多様な活動を支える、安全・安心な地域コミュニティの核の形成を目指す

- 地域特色を活かしたまちづくりや地域課題解決に向けた市民・地域と行政の協働による取組や地域住民の交流、自主的な学習活動等による地域コミュニティの活性化の取組を支えるとともに、地域防災力の向上への対応が可能となる計画とする。
- 局区間の連携等による地域の課題や特性に応じた取組や地域の生涯学習、スポーツ、市民活動などの場として有効活用できる施設整備
  - 地域資源等と連携し、地域資源や地域文化の情報発信機能を確保する施設整備
  - 東日本大震災等の被害を踏まえた、避難所機能を含め、地域の防災拠点としての機能を強化する施設整備

# 「施設整備の基本方針」と施設計画の考え方(2)

## 地域の交流や多様な活動を支える、安全・安心な地域コミュニティの核の形成を目指す

- ・局区間の連携等による地域の課題や特性に応じた取組や地域の生涯学習、スポーツ、市民活動などの場として有効活用できる施設整備
- ・地域資源等と連携し、地域資源や地域文化の情報発信機能を確保する施設整備
- ・東日本大震災の被害を踏まえた、避難所機能を含め、地域の防災拠点としての機能を強化する施設整備



### 目標とする性能・仕様、計画上の留意点

#### □建築計画上の留意点

- ・開放施設利用者と児童の動線の明確な区分に配慮する。
- ・学校開放時等における開放施設とその他の施設を明確に区分し、セキュリティの確保に配慮する。
- ・大学・企業・中核的理科教員(CST)等による科学体験活動の内容や市内の先端科学技術・製品に触れやすい計画を検討する。

#### □環境・設備における目標・留意事項

- ・開放施設におけるエネルギー使用状況の計量に留意する。
- ・学校開放における騒音(体育館、音楽室の配置等)、光害が生じないように配慮する。

＜新設小学校を拠点とした地域活性化のイメージ図＞

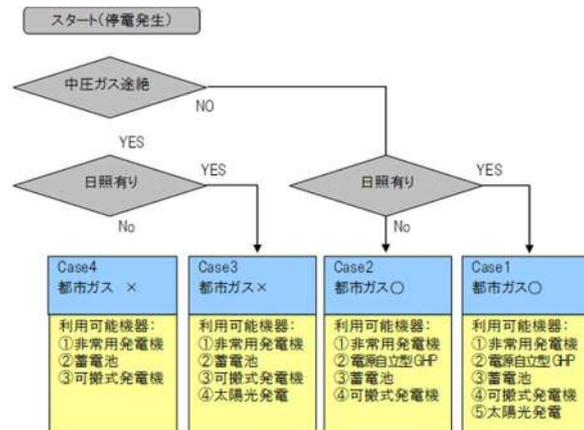
### ■防災機能との省エネ化対策の連携

防災機能については、平常時の省エネルギー、自然エネルギー利用等の仕組みとの統合的システムとして、平常時の「省エネ」、「教室の快適性」に資する対策を中心に、今後の施設整備において求められる最低限度の仕様、体制等について整理した。

- 避難者の温熱快適性の確保
  - ・断熱の強化、隙間風の防止
- 災害時の電力／ガス等の途絶時における施設運用
  - ・太陽光発電
  - ・非常用発電機
  - ・電源自立型 GHP

#### (導入組み合わせ例)

- ・蓄電池: 20kWh
  - ・可搬式発電機: 5kWh
  - ・非常用発電機: 50kWh
  - ・電源自立型 GHP
  - ・太陽光発電(晴天時の充電源)
  - ・建物の断熱性向上、自然換気
- ※中圧ガスの引込みは設計にて検討



災害時の状況の場合分けによる電源設備の利用可能性

防災設備	平常時の 活用性	災害時の 信頼性	コスト	暖冷房へ 利用
電源自立型 GHP	○	△	△	○
太陽光発電	○	△	△	×
非常用発電機(軽油)	×	○	○	×
蓄電池	△	○	×	×
可搬式発電機	×	○	△	×
建物の断熱性向上	○	○	○	○
自然換気	○	△	△	○
太陽熱利用	○	△	○	○

各防災設備の災害時における機能維持

**「新川崎地区新設小学校基本構想報告書（案）」及び同「基本計画報告書（案）」  
に関する意見募集の実施結果について**

**1 概 要**

本市では、新川崎地区における小学校の新設について、令和7年4月の開校を目指して取組を進める中で、平成24年から平成25年までにかけて策定した基本構想・基本計画の内容について、最新の児童数推計や現在の学校施設に必要な機能を設計等に改めて反映させるため、必要な見直しを行ってまいりました。

この度、「新川崎地区新設小学校基本構想報告書（案）」及び「新川崎地区新設小学校基本計画報告書（案）」を策定し、広く市民の皆様の意見を募集した結果、7通・20件の御意見をいただきましたので、その内容と、それに対する市の考え方を次の通り公表します。

**2 意見募集の概要**

題名	「新川崎地区新設小学校基本構想報告書（案）」「新川崎地区新設小学校基本計画報告書（案）」に関する意見募集について
意見の募集期間	令和3年2月26日（金）～令和3年3月8日（月）
意見の提出方法	電子メール及びファクシミリ（様式任意）
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係団体等への説明や資料の掲示</li> <li>・ 市ホームページ</li> <li>・ 教育委員会事務局 教育環境整備推進室</li> </ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係団体等への説明や資料の掲示</li> <li>・ 市ホームページ</li> <li>・ 教育委員会事務局 教育環境整備推進室</li> </ul>

**3 意見提出数**

区 分	通(件)数
電子メール	6通（15件）
F A X	1通（5件）
計	7通（20件）

#### 4 御意見の内容と対応

##### 【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、基本構想・基本計画に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取り組みを進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

##### 【御意見の件数と対応区分】

(件)

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 全般に関する事	-	-	3	16	1	20
(2) 基本構想報告書案に関する事	-	-	-	-	-	-
(3) 基本計画報告書案に関する事	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	3	16	1	20

## 5 具体的な御意見の内容と市の考え方【詳細】

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
1	これ以上の開校の延期がないようにしてもらいたい。	当初、新川崎地区では、平成25年度から8年間に分けて段階的な入居が見込まれており、平成29年度の開校に向けて取組を進めておりましたが、共同住宅開発の進捗が遅れたこともあり、周辺校での受入で対応する可能性なども考慮しながら、最新の児童数の推計を見直した結果、開校予定時期についても当初の平成29年度から令和5年度以降へ段階的に見直してきたものです。 今後、令和7年4月の開校に向けて、着実に取組を進めてまいります。	D
2	平成27年度の設計で小学校が建設に至らなかった理由を公開してもらいたい。 令和7年度開校予定がまた延期になのではないかと心配である。		
3	各工程の進捗状況を公開してほしい。	令和3・4年度の基本・実施設計を経て、令和5・6年度に工事を進めていく予定です。 今後は、工事に入る段階での説明会を予定していますが、その他必要に応じ、進捗状況の公表等を検討してまいります。	D
4	今後の意見募集の機会、説明会の開催などの計画を教えてください。		
5	ICTの分野は技術革新のスピードが早く、専門の高い分野のため、建設計画を進める上では建築技術者とは別でITコンサルタントをプロジェクトに入れて進めるべき。	新校におけるICT教育環境の整備につきましては、GIGAスクールを踏まえた整備を基本とした上で、詳細については、令和3年度からの基本・実施設計にあわせて検討してまいります。	D
6	再生可能エネルギー利用や複数の熱源設備の導入に際しては、BCPと建物のイニシャル・ランニングコストのバランスをみて計画する必要がある。	再生可能エネルギー利用に関する設備や熱源設備等の詳細な仕様につきましては、費用対効果等を考慮しながら、令和3年度からの基本・実施設計にあわせて検討してまいります。	C
7	BCP（業務継続計画）の策定にあたっては、地震や災害といった様々な災害をシミュレーションして、計画することが必要ではないか。	本市では、令和2年6月に川崎市業務継続計画（自然災害対策編）（以下、市BCPという）を策定し、対象となる災害の範囲や発動基準、非常時優先業務の考え方等について見直しを図りました。 各施設のBCPにつきましては、市BCP等を参照にして検討してまいります。	D

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
8	中学校との一体整備、もしくは隣接地での整備を検討してほしい。	中学校では、私立学校への進学等により増加の程度は児童数の増加ほど急速かつ大幅なものとなっておりません。しかし、中長期的には生徒の増加が見込まれるため、今後の推移を注視しながら対応策を検討してまいります。	D
9	中学校の新設を不要とした検討過程を明らかにしてもらいたい。		
10	開校が遅れたことによる用地買収価格高騰の影響はないか。	学校用地については、令和2年10月に取得済みです。買収価格については、川崎市不動産評価委員会規程の施行に関する要綱に基づき、鑑定された額に基づき取得しております。	D
11	屋上にプールを作るのはなぜか	基本計画報告書の中では、敷地を有効活用するための手法の事例としてのプールの配置例をお示ししていますが、その具体的手法については、令和3年度からの基本・実施設計の中で検討してまいります。	D
12	校庭のトラックについては人工芝やゴム舗装を検討してほしい。	総合的に勘案すると、特に費用面において、本校における人工芝やゴム舗装の導入は難しいと考えております。なお、土埃については対応策を検討してまいります。	D
13	わくわくプラザの設置場所については、子どもの安全等を考慮し検討してもらいたい。	わくわくプラザの設置場所については、令和3年度からの基本・実施設計の中で、設置場所も含めて、子どもの安全面に配慮しながら検討してまいります。	C
14	通学路が正門側からの場合、一般人も使用するため、通学時間帯に最大で1,000人規模の児童が通学に歩道を利用すると歩道をいっぱいに広がって使用する可能性があり、一般人から苦情がくると想定されるが、どのような対応を検討されているか？	正門とは異なる方向の通用門の設置について、隣接地で集合住宅を建設している事業者とも現在調整を進めておりますが、詳細は令和3年度からの基本・実施設計の中で検討してまいります。	C
15	学区はマンションのみと伺っているが、災害時の小学校への避難は当該地区の住民が優先されるのか？	避難所の区域指定につきましては、地域の自主防災組織等と協議のうち、今後決定してまいります。	D

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
16	小倉小学校までの通学路の危険性、100人規模の登校で危険性が年々増加しており、安心して子育てできない	<p>小倉小学校への通学路については、新小倉地区からの登校児童数の増加に伴い、昨年度末に現地確認及び保護者等の御意見を伺ったうえで、登下校の経路を通学路に加えております。</p> <p>新たに設定された通学路上においても、令和2年度からPTAの協力を得て見守り活動を実施するなど、引き続き登下校の安全確保に努めております。</p>	D
17	マンション内で学区が、小倉小学校と東小倉小学校に別れることで、地域連携のコミュニティがとりにくい	<p>新川崎地区の就学児童は年々増加しており、現在の通学区域である小倉小学校だけで受け入れを行った場合には、学校施設の狭あい化が進むことから、新校開校までの間、一部マンションの通学区域を見直す予定です。</p> <p>新校開校までの間、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。</p>	D
18	新川崎地区の小学校が新設されるまでは、近隣校の学級数に対して柔軟な対応をお願いしたい所存です。具体的には一クラス41人以上にならなくても、36人以上でしたら、クラス数を減らさないでいただきたいです。	<p>小学校の学級編制の標準については、この度、義務標準法が改正され、学年進行により段階的に35人に引き下げるとされたところがございますので、計画的に35人以下学級を推進してまいります。</p>	D
19	小倉小学校、東小倉小学校の許容人数限界まで生徒数が増加した際に、教育が行き届かない可能性がある。	<p>近隣小学校における教職員の適正配置や、個別最適化された学びの実現に向けたGIGAスクールの取組等はもとより、新校開校までの間、令和4年度からの増築棟、仮設校舎の供用等の対応も、あわせて図ってまいります。</p>	D
20	手持ちの情報機器からだと、資料が見切れてしまう。	<p>お手元の機器の設定やブラウザのバージョン、PDFの閲覧ビューア(Acrobat Reader)等について最新のものインストールされているか今一度ご確認いただきますようお願いいたします。</p>	E